

## 市・県民税申告書の提出の要否判定表

この表は一般的な例を示しています。

市・県民税申告が不要でも、複数の給与・公的年金等の支払いを受けている場合や、源泉徴収された税額によっては、確定申告が必要な場合があります。

① 市の申告 市役所に提出する「市・県民税申告書」

② 確定申告 税務署に提出する「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」(市・県民税の申告も兼ねています)

スタート

➡ はい ➡ いいえ に沿って進んでください

令和8年1月1日現在、南魚沼市に居住していましたか？

いいえ  
➡

令和8年1月1日に居住していた市町村に照会してください



申告内容が、住民税や各制度の算定の資料になります。  
期間内に申告しましょう。

はい

令和7年1月1日～12月31日に収入がありましたか？  
※遺族・障害年金、失業手当などの非課税所得のみの人は「いいえ」に進んでください

いいえ  
➡

市内在住の親族の税申告上の扶養になっていますか？  
(注1)参照

いいえ  
➡

市の申告が必要です

はい

市の申告は不要です

主な収入は給与ですか？

いいえ  
➡

収入は公的年金等のみですか？

いいえ  
➡

公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下ですか？

いいえ  
➡

所得税の納税が必要な場合は、確定申告が必要です  
※所得税の納税が不要な場合は、市の申告が必要です

はい

はい

勤務先で年末調整した「給与支払報告書」が南魚沼市に提出されていますか？(不明な場合は勤務先に確認してください)

いいえ  
➡

市の申告は不要です  
※ただし注2に該当する場合は申告が必要です

はい

所得金額や源泉徴収税額などによっては、確定申告が必要な場合があります

はい

給与以外に営業・農業・不動産などの収入がありますか？

いいえ  
➡

市の申告は不要です  
※ただし注2に該当する場合は申告が必要です

はい

給与以外の所得の合計は20万円を越えていますか？

いいえ  
➡

市の申告が必要です

はい

所得税の納税が必要な場合は、確定申告が必要です  
※所得税の納税が不要な場合は、市の申告が必要です

※確定申告の必要があるにも関わらず申告をしなかった場合や確定申告をした税額などに誤りがあった場合は、申告期間後であっても早急に正しい確定(修正)申告書を提出してください。  
申告がなかったり、修正がなされなかった場合は、調査をした上で所得金額や税額を決定します。決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合には、加算税や延滞税を合わせて納付しなければなりませんので、ご注意ください。